



伊達市告示第 26号

本市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成30年4月1日

伊達市長 須田博行



新		旧	
大字	小字	大字	小字
伏黒	上官本	伏黒	上悪戸